

平成21年度第3回千葉市社会教育委員会議事録

- 1 日 時 平成22年1月22日（金）午後2時から午後3時まで
2 場 所 千葉ポートサイドタワー6階第602会議室
3 出席者（委員）西川議長、長澤副議長、小川（直）委員、小川（博）委員、上関委員、菊池委員、香西委員、鈴木委員、高瀬委員、友野委員

（事務局）

河野生涯学習部長、宇留間生涯学習振興課長、井谷社会体育課課長、三野宮青少年課長、作田中央図書館長、平松生涯学習振興課主幹、湯浅生涯学習振興課長補佐、廣森生涯学習振興課主査、君塚生涯学習振興課社会教育係長、薬師神生涯学習振興課振興係長、中崎生涯学習振興課主任主事、円城寺生涯学習振興課主任主事

- 4 議 題 （1）社会教育委員会議研究活動について
（2）報告事項
ア「外部評価員による千葉市事務事業評価」について
イ「成人を祝う会」について
ウ「生涯学習審議会との係わり」について
- 5 議事の概要 （1）社会教育委員会議研究活動について
・事務局より公民館の現状について説明がありました。
・小委員会を設けることを決定しました。
（2）報告事項
ア「外部評価員による千葉市事務事業評価」について
イ「成人を祝う会」について
ウ「生涯学習審議会との係わり」について
・ア～ウについて、事務局から報告がありました。

6 会議経過

（1）社会教育委員研究活動について

（議長） 議事（1）「社会教育委員会議研究活動について」は、前議長からの提案で、社会教育委員が主体的な活動を行うことで、千葉市の社会教育の振興を図ろうというものだったと理解しております。

テーマとしては、地域の社会教育の拠点である公民館のあり方、特に、「有料化」や他市町村で導入されている「指定管理者制度」について研究を行ってきましたが、重要なテーマであることから、前任期の内には、方向性などを十分に示すことができませんでした。

委員の皆様には協議や意見交換を行っていただく前に、事務局から社会教育委員の職務や千葉市の公民館の現状などについてご説明いただきます。

(事務局) (生涯学習振興課長より社会教育委員の職務等について説明)

今年度5月に政令指定都市の社会教育委員会会議を千葉市において開催し、政令指定都市から54名の社会教育委員の方々にご参加をいただきました。また22年度の開催都市といたしましては埼玉市を予定しております。

(事務局) (生涯学習振興課長より公民館の現状について説明)

先ほど議長より前回までの会議で有料化や指定管理についての研究を行ってきたという話でしたが、千葉市の施設におきましては市民の方々にご利用いただく際に施設の維持管理費の一部をご負担いただいているところもありまして、財政局から公民館の有料化につきましても今後検討してほしいという依頼もきており、本日の会議では他市の状況等もご報告申し上げまして今後委員の皆様にご検討いただければと考えております。

千葉市公共施設使用料等の設定基準で、財政の方で統一基準を定めた中で、地域型便益提供施設これがコミュニティーセンターなどと同様に公民館が位置付けられる場所です。収益の可能性が小さく公的必要性が福祉施設などの次に位置付けられているものです。

政令指定都市公民館等使用料金(減免状況)一覧の中で、政令市で使用料を無料としているのは千葉市となっております。利用する団体によりまして減免措置の率を変えたり等減免措置を定めている自治体が多い状況でございます。

千葉県内の公民館使用料減免等の状況は、県内の35市の中で、有料としている市が28市で8割に当たります。そして無料としているのが7市2割となっております。君津市・佐倉市の減免の欄ですが、社会教育法第22条に規定されている公民館の事業以外の使用については有料です。たとえば企業が大型店舗の出店もしくはマンションを建設する時に住民説明会として利用する場合とか介護業者等のミーティングなどの場合には有料です。

(議長) これについて質問等ございますか。

(事務局) 今日の段階では委員が変わり初めての会議でございますので、いろいろな現状を再確認していただき今後私どもから資料提供させていただきます。皆様にご検討いただければありがたいです。本日はご説明に留めさせていただきたいと考えております。

(議長) そこで、「千葉市社会教育委員会会議運営要綱」第7条に、「会議

に必要があるときは、臨時に小委員会を設けることができる」という条文がございますが、この条文に従いまして全員の会議に立つ前に小委員会等を設ける事をここでお願いしたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

(委員) 異議なし。

(議長) ありがとうございます。

小委員会の人選につきましては、議長・副議長が、事務局と相談し、次回の会議で、ご提案したいと思います。

それでは続きまして(2)「報告事項」に入ります。

最初に「ア」の「外部評価委員による千葉市事務事業評価」について、ご報告をお願いします。

(事務局) はじめにこの事務事業評価の実施についてご説明いたします。

千葉市で現在実施中の各事務事業の公共性や行政関与の必要性等について評価を行い、事務事業の整備・合理化を目的とし千葉市が実施すべき事業かどうか外部評価を導入して、総点検を行うものです。

今回の評価はまず行政内部で評価を行った後、外部評価委員が外部評価をする必要があると選定した事業の評価を公開ヒアリングという形で実施したものです。

生涯学習部では、3事業が公開ヒアリングの対象となりました。

まず、生涯学習振興課からは、公民館管理事業について説明いたします。公民館の開始の背景と経緯現状については、終戦後の混乱した国を再建するため、特に大人の学習を充実させるために公民館を設置することが奨励され現在に至っております。

事業内容は、各種講座の学習機会の提供として、平成20年度で781の主催事業の実施、施設の貸出は、サークル・地域住民の方の会合などで年間延べ122万人強の方々の利用があります。また図書室利用では約34万人の方々の利用があります。利用方法は使用予定日の5日前までに使用許可申請書を提出していただきまして、その使用の内容が営利目的ではないかなどの確認をした後、許可証をお出ししているという状況でございます。

外部評価委員のコメントの部分ですが、公民館図書室を図書館への効率性・統合の検討、公民館の市長部局での運営ができるかどうかの検討、ランニングコストを削減して事業費を増額させたらどうか、47館を利用状況によっては統廃合してもいいのではないかと、また光熱水費節約により利用上の悪化を防止した方が良くないかと、また光熱水費については受益者負担があっても良くないかと、職員の

配置の見直し等々多くのコメントを評価委員の方々からいただいておりますので、今後このような指摘等につきまして改善できるものにつきましては検討して改善して参りたいと考えております。

(事務局) 続きまして社会体育課の事業でございます。

千葉市長杯争奪社会人野球大会事業についてご報告させていただきます。

平成2年3月千葉マリスタジアムがオープンいたしました。このオープニングイベントとして市長杯争奪社会人野球大会がスタートしました。平成9年度からは日本野球関東地区連盟・千葉市または千葉市教育委員会の共催の中で関東選抜リーグと位置付けまして、決勝トーナメントとしての大会に内容が変わっています。

この社会人野球大会と共に下部イベントとして千葉市内の少年軟式野球を中心とする指導者の講習会、また子どもたちを対象とした野球教室も併せて事業展開しております。

事業評価では、廃止すべきという意見があり、当初のマリスタジアムのこけら落としの意義・事業の目的は終了したであろう、またマリスタジアムを利用してまでやる必要はないだろうという意見をいただきました。このあと関東地区野球連盟・県野球連盟が主催しております関係団体がございますので、各主催団体と調整いたしまして今後の在り方について協議をした上で形を変えるなり、実施方法等について検討していく予定でございます。

(事務局) 南部青少年センターの管理事業につきまして外部評価をいただきましたのでご報告させていただきます。

南部青少年センターは昭和48年に青少年の健全育成を目的といたしましてみやこ図書館の白旗分館との複合施設として設置されました。

主な事業といたしましては、青少年への施設の貸出・あるいは文化的な主催事業を実施しています。設置から36年が経過しておりますが、これまで改修・修繕業務等を行うなどして施設の提供に努力をしてきたところでございます。

平成20年度の施設の稼働率でございますが、例えば講習室等の利用につきまして年間293日開館しておる中221日使用され、およそ75%の稼働率にあり、また視聴覚室等の利用は年間293日中279日で約95%の稼働率があります。

もし廃止されるような事になりますとこれらの利用者あるいは青少年健全育成の事業展開、あるいは地域の社会活動にも大きな影響を与えるだろうというような事を考えて公開ヒアリングに臨んだとこ

ろであります。外部評価では、廃止すべきという意見が1件・千葉市が実施していく中での民間能力の活用、あるいは有料化等今後検討していくべきではないかという意見が2件いただいたところあります。

南部青少年センターにつきましては、図書館との複合施設という事もあり、図書館の方も年間約11万人の利用者がございまして簡単には廃止できない施設ではないかと思われるため、当面は千葉市が継続して事業を進めていくという結論をいただいたところでございます。

(議長) 外部評価いただいた3事業についてご説明いただきましたが、ご質問やご意見などございますか。

私から一点質問させていただきます。市民意見は何人くらいいますか。

(事務局) 資料にあります通りこれがすべての数になります。

公民館管理事業からいいますと、民営化すべきというのが1件・民間委託化すべきが5件・市が改善し実施すべきが5件。

千葉市長杯争奪社会人野球大会事業は、廃止すべきが1件・民営化すべきが1件。

南部青少年センターは、廃止すべきが1件・民間委託化すべきが1件・市が改善し実施すべきが4件・市が現行通り実施すべきが8件。

これが市民意見の全ての数でございます。

(議長) このような状況を踏まえながら、この社会教育委員会議での研究を重ねてきたというところですね。

この市民意見が必ずしも通るという事ではないのですか。

(事務局) ご意見として賜っておりますので、必ずしもこれでという事はございません。検討して最善の方法を模索しながら進めたいと考えております。

(議長) 今後、この3事業を含め、評価された事業がどのようになるか、注目する必要があると思います。

事務局には、随時、情報提供や報告をお願いします。

続きまして、「イ」の「成人を祝う会」について、をお願いします。

(事務局) 報告事項(イ)成人を祝う会についてであります。1月11日成人の日に千葉ポートアリーナを会場に成人を祝う会を実施いたしました。今年度より名称を「成人の日を祝う会」から「成人を祝う会」に改めまして、また開始時刻を30分早めまして実施しました。

今回本市において新成人となられた方は9023人でございまして、昨年度より300人程減少しております。

当日の式典の参加者ですが、6347人。参加率は成人対象者に対しまして70.3%に上る方々がこの式典に参加いただいたところでございます。

式典の内容でございますが、千葉ロッテマリンズの唐川選手らによるビデオメッセージをいただきました。

そして新成人によります「二十歳の決意」、千葉市教職員合唱団の皆様と新成人による「大地讃頌」の合唱をいたしました。

資料二面に新聞記事を掲載させていただいておりますが、ここにごございます様に多くの成人が自分の生涯の節目の日として自覚をもって参加していただいたとこのように感じております。

特に大きな問題はございませんでした。

(議長) 報告は以上でございますが、ご質問等ございますか。

(議長) 今年の新成人は減少したという報告でしたが、今後は増えていくのでしょうか。また減っていくのでしょうか。

(事務局) ほぼ同じ位の数で推移していくという事は踏まえております。

(議長) 続きまして、「ウ」の「生涯学習審議会との関わり」について、お願いします。

(事務局) 生涯学習審議会との関わりについてですが、前回の社会教育委員の議長の犬塚先生には社会教育委員の他に生涯学習審議会の委員もお願いしております、昨年8月に生涯学習審議会が開会されました席上、社会教育委員会と重複する部分が多いのではないかとという事で別々にやるよりその重なる部分を一本化して持ち味を生かした形で運営する体制ができないかという意見を述べられまして、また統合できるのであれば一緒にした上で両方の仕事をした方がいいのではないかとという事で、一度在り方を考えてみてもいいのではないかとというような提案が出されました。

この提案に関しましては、この社会教育委員会議会の席上で検討されたものではなく、犬塚先生の私見として生涯学習審議会での発言をされましたので前回の社会教育委員の皆様もご承知ではなかったと思います。今回このようなお話があったということで新たにご審議等いただきますのでこの場をお借りしてご報告申し上げたいと思います。

こちらの生涯学習審議会等との関係という事で、生涯学習審議会は生涯学習法により都道府県においては設置ができるという規定になっておりますが、市町村では特に設置規定がない状況でございます。生涯学習審議会とは教育委員会及び知事部局とか市長部局が行っている各種の生涯学習の関連施策の総合的な推進について調査・審議を行うのに対し、本社会教育委員会議会は、教育委員会が行う社会教育の振

興を図るためのものです。両者がその機能を十分に発揮するため、社会教育委員を生涯学習審議会の委員として参画させ意見を審議会に反映させるとともに審議会の提言を社会教育委員の会議を通じて役立てるなど総合連携を図り、生涯学習時代における社会教育を推進することが重要であるという事で文科省の文化審議会からの報告が出ているところでございます。生涯学習審議会の方は市長部局までという事でエリア的には若干広いのではないかと思います。

政令市で生涯学習審議会の設置をしているところは、千葉以外に横浜・静岡などが設置していると伺っております。社会教育委員が生涯学習の施策とか生涯学習計画の方には一切携わっていないという事でまったく別々に活動している状況であると伺っております。千葉市では逆に委員に兼ねていただいて、そちらでも意見を述べていただけるような形になっております。また今回も6名の社会教育委員の方々に生涯学習審議会の委員もお願いしております。

この件に関しましては事務局の方で調査いたしまして、生涯学習審議会の動きと併せてご報告させていただきたいと考えております。今後こちらの社会教育委員の方の会議も進めながらお互いの重要性というものを考えながら検討していただければありがたいと思います。

たとえばこの社会教育委員会と生涯学習審議会が県等では両方の委員が全く同じメンバーで行っているところもございまして、千葉県も同様でございます。ただ社会教育委員の会議を廃止して生涯学習審議会のみで行っているという情報は入っておりませんので、そういうところはないであろうと思われまます。

社会教育委員の会議を廃止してしまうと、政令市・千葉県・関東甲信越静や全国の社会教育委員の大会等からも脱退するような形になるのではないかと思います。会議・研修等での情報交換もできない状況になるため、事務局としては廃止してしまうという事は却って社会教育の進展にあってはマイナスになってしまうのかというような感じもしています。

また今後委員の皆様方にはこの点につきましても、いろいろご提案・ご提言いただければと考えております。

(副議長) 社会教育法第13条の一昨年(平成27年)の社会教育法改正で括弧書きが入りまして、関係団体に補助金を交付しようとする時には、社会教育委員会の意見を聞かなければいけないという条文で、社会教育委員が置かれてない場合には、条例で定めるところにより社会教育にかかる補助金の交付に関する意向を調査・審議する審議会、その他の合議制機関でも良いというような条文が新たに加わりましたが、文科

省も社会教育委員制度は大変重要だと言っており、社会教育委員の持っている固有の役割があるのではないかと思います。

(議長) 今副議長よりお話しがありましたが、重要性を改めてご理解願いたいと思います。

これについてはこれからも逐一検討・報告を受けながら私どもで研究していきたいと思います。

(事務局) また生涯学習審議会の方で細かい意見等ございましたらご報告させていただきますのでよろしくお願いいたします。

(議長) その他、何かございますでしょうか。ないようでしたら、以上で本日の会議を終了します。

千葉市教育委員会生涯学習部生涯学習振興課

電 話 043-245-5954